

第 34 号発議案

拉致事件の解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 12 月 20 日

提出者 総務文教委員長 榆 井 辰 雄

新潟県議会議長 中 野 洸 様

拉致事件の解決を求める意見書

今年も横田めぐみさんが北朝鮮に拉致された 11 月 15 日に「忘れるな拉致 11.15 県民集会」が新潟市で開催され、拉致被害者である横田めぐみさん、曾我ミヨシさんをはじめ、特定失踪者の親族が救出に向けての支援を求めたところである。

残念ながら、いまだ拉致事件の解決には至っておらず、ご家族の心情を察するに余りあるところである。

安倍総理は、拉致事件の全面解決を図るべく全力を尽くしているが、我々国民も一人一人が拉致事件を自分の問題として考え行動するとともに、一日も早い事件の解決に向けて、国を挙げて全力で対応しなければならない時であると考えている。

よって国会並びに政府におかれては、特定失踪者を含む全ての拉致被害者の一日も早い帰国に全力を尽くすとともに、北朝鮮による拉致事件の解決を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

新潟県議会議長 中 野 洸

衆議院議長	伊 吹 文 明 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
外務大臣	岸 田 文 雄 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様
拉致問題担当大臣	古 屋 圭 司 様

ワクチンの定期予防接種化に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 12 月 20 日

提出者 厚生環境委員長 小林 一 大

新潟県議会議長 中野 洸 様

ワクチンの定期予防接種化に関する意見書

昨年 5 月の厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会における予防接種制度の見直し(第二次提言)において、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、おたふくかぜ、成人用肺炎球菌、B型肝炎の 7 ワクチンについて、医学的・科学的観点から広く接種を促進することが望ましいと明記された。

しかしながら、本年 4 月の予防接種法改正では、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の 3 ワクチンのみが定期接種化されたところであり、衆議院及び参議院厚生労働委員会においては、平成 25 年度末までに定期接種化の結論を得るよう努めるとの付帯決議がなされている。

一方、子宮頸がん予防ワクチンを接種した後、接種との因果関係が否定できない副反応事例が全国で多数発生し、厚生労働省は、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないよう勧告しており、その副反応について、国民の不安が広がっている。

よって国会並びに政府におかれては、下記の事項について速やかに対応するよう強く要望する。

記

1 安定的なワクチン供給体制を確立するとともに定期接種に要する財源を確保し、希望するすべての国民が定期的にワクチン接種が受けられる制度を早急に確立すること。

2 子宮頸がん予防ワクチンの接種については、国の責任で安全性などについて慎重かつ徹底した評価検討を行い、国民に対し適切な情報提供を行い、十分な説明責任を果たし、不安解消に万全を期すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

新潟県議会議長 中野 洸 様

衆議院議長	伊 吹 文 明 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
厚生労働大臣	田 村 憲 久 様

第 36 号発議案

難病患者への医療費助成制度の見直しに関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。
平成 25 年 12 月 20 日

提出者 厚生環境委員長 小林 一 大

新潟県議会議長 中野 洸 様

難病患者への医療費助成制度の見直しに関する意見書

厚生労働省は、難病患者への医療費の助成制度について見直しを図り、対象となる疾患を現在の 56 疾患からおよそ 300 疾患に増やし、その一方で、所得に応じた負担を患者に求めるなどの見直し案を示している。

この見直し案については、患者団体等から負担が重すぎるという声が相次いだことから、厚生労働省は、負担を軽くする方針を固め、案の修正を行っているとの報道も見受けられる。

対象の拡大は、大いに歓迎するところであるが、これまで自己負担が無かった重症者等や、長期間にわたり医療費を払い続けている患者や家族に対しては大きな負担を強いる場合も想定されることから、自己負担の軽減にも配慮した制度設計が必要である。

よって国会並びに政府におかれては、難病患者への医療費の助成制度の見直しに当たっては、これまで自己負担が無かった重症者等や、長期間にわたり医療費を払い続けている患者や家族に対して、大きな負担を強いることの無いよう慎重に審議を尽くし制度設計を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長	伊 吹 文 明 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
財務大臣	麻 生 太 郎 様
厚生労働大臣	田 村 憲 久 様

中国による防空識別圏設定に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 12 月 20 日

提出者 岩村良一 皆川雄二 高橋直揮
矢野学 富樫一成 佐藤純
早川吉秀

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 中野 洸 様

中国による防空識別圏設定に関する意見書

中国は 11 月 23 日に、突如、東シナ海に防空識別圏いわゆる ADIZ を設定したと宣言し、航空機が飛行計画の報告などをせずに ADIZ 圏内に入った場合、中国軍は「防衛上の緊急措置」を取ると警告したところである。

この中国の措置は、国際法上の一般原則である公海上空の飛行の自由を不当に侵害するものであり、特に、中国領域に接近する航空機だけではなく、空域を飛行する航空機全般を対象としており、設定空域を飛行する航空機には飛行計画の事前届け出を求め、識別に協力しない、または、指示を拒否した航空機に対しては、防御的措置を行うと警告していることは、アジア太平洋地域ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。

そもそも防空識別圏とは、他国に何らかの行為を強制するものではなく、公海上を飛ぶ他国の航空機を自国の規制で縛ろうとすることは、絶対に認めることはできないものである。

よって国会並びに政府におかれては、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置を、中国側が即時撤回することを強く要求するとともに、我が国の主権と国民の生命 財産を断固として守り抜くため、このような国際社会のルールを無視し露骨に覇権主義的行為を繰り返す中国に対しては、米国や韓国をはじめとする国際社会と連携し、毅然たる態度で必要なあらゆる措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長	伊 吹 文 明 様
参議院議長	山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 様
外務大臣	岸 田 文 雄 様
国土交通大臣	太 田 昭 宏 様
防衛大臣	小野寺 五 典 様
内閣官房長官	菅 義 偉 様
海洋政策・領土問題担当大臣	山 本 一 太 様

安全で安心な医療体制の堅持を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 12 月 20 日

提出者 岩村良一 皆川雄二 高橋直揮
 矢野学 富樫一成 佐藤純
 早川吉秀

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 中野 洸 様

安全で安心な医療体制の堅持を求める意見書

安倍政権は成長戦略の一つとして、地域を限って、医療、雇用、農業、まちづくりなどの6分野において、大幅な規制緩和を認める「国家戦略特区」の設立を目指しており、その中で医療については、国際的な拠点づくりとして外国人医師の業務の拡大や保険外併用療養の拡充などの規制緩和を検討するとしている。

国民の健康は、誰でもどこにいても安心して平等な医療が受けられる世界に冠たる国民皆保険制度により守られているが、外国人医師による診療や保険外併用療養等の拡充による大幅な規制緩和により、所得により受けられる医療にも格差が生じることが懸念されている。

また、社会保険診療に係る消費税は非課税であり、当該診療に係る仕入税額控除ができないことから、来年4月以降に予定される消費税率の引上げは財政基盤の弱い医療機関に大きな経済負担を強いることとなり、安定的な診療活動の継続性が損なわれることが危惧される。

よって国会並びに政府におかれては、国民が安心して均一な医療が受けられる医療体制を確保するため、下記の事項について特段の配慮を行うよう強く要望する。

記

- 1 国民皆保険制度を堅持するために、公的な医療給付範囲を維持するとともに、混合診療の全面解禁や医療機関経営への営利企業の参入等の過度な規制緩和を行わないこと。
- 2 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を見直し、仕入税額控除が可能な制度に改めるなど、医療における消費税に関する問題について抜本的な改正を図ること。
- 3 国民に必要なかつ十分な医療を提供するための適切な財源を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

新潟県議会議長 中野 洸

衆議院議長 伊 吹 文 明 様
参議院議長 山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
財務大臣 麻 生 太 郎 様
厚生労働大臣 田 村 憲 久 様
規制改革担当大臣 稲 田 朋 美 様

特定秘密保護法に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 12 月 20 日

提出者	佐藤純	岩村良一	皆川雄二
	高橋直吉	野矢野	富樫一
	早川吉		
賛成者	笠原義宗	宮崎悦男	青柳正司
	坂田井林	小小西	佐桜沢
	榆井林	小西金	桜沢尾
	小斎藤	柄野正	村渡三
	小野井	石野伊	渡三青
	星野野	片野伊	小島
	石塚	猛健	

新潟県議会議長 中野 洸 様

特定秘密保護法に関する意見書

我が国の安全保障に関する情報のうち、特に秘匿することが必要である「防衛」「外交」「特定有害活動の防止」「テロリズムの防止」という4分野の情報の保護に関し、その漏えいを防止し、我が国と国民の安全を確保することを目的とした特定秘密保護法が制定された。

我が国の安全保障は、東アジアにおいて緊迫した状況におかれ、情報漏えいに関する脅威が高まっている。

外国との情報共有は、情報が各国において保全されることを前提に行われているため、秘密保全に関する法制を整備することは喫緊の課題である。

また、新たに設置された国家安全保障会議の審議をより効果的に行うためにも、秘密保全に関する法制の整備が重要であり、万が一、在アルジェリア邦人に対するテロ事件のような事件が発生した場合に、外国の関係機関等から我が国に対し、秘匿度の高い情報がより適切な形でより迅速に提供されることが期待されるところである。

特定秘密の範囲については、国民の知る権利の侵害を心配する声も一部にあるが、秘密の妥当性に関しては、客観的な見知からチェックするための第三者機関の設置が検討されているところである。

よって国会並びに政府におかれては、憲法に立脚し、国益を最優先した法の運用を図るとともに、悉意的な運用を防止する観点からも早急に第三者機関の権限や設置時期について広く議論を行い、秘密保全の重要性について国民に明確な説明を行い、十分な理解を得るよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

新潟県議会議長

中野 洸

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣

伊吹文正
山崎晋文
安倍文
岸田文
明昭三雄
様
様
様
様

消費税の軽減税率に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 12 月 20 日

提出者	岩 村 良 一	皆 川 雄 二	高 橋 直 揮
	矢 野 吉 学	富 樫 一 成	佐 藤 純
	早 川 吉 秀		
賛成者	笠 原 義 宗	宮 崎 悦 男	青 柳 正 司
	坂 田 光 子	小 林 島 一	佐 藤 卓 甚
	榆 井 辰 雄	小 西 川 洋 大	桜 井 野 孝 二
	小 林 隆 一	斎 金 谷 国 吉	柄 沢 尾 村 彦 治
	斎 藤 正 三	柄 野 峯 生 修	小 石 井 野 伊 佐 夫
	石 井 野 伊 佐 夫	星 野 野 伊 佐 夫	片 野 野 伊 佐 夫
	石 塚 猛 健	石 塚 猛 健	石 塚 猛 健

新潟県議会議長 中 野 洸 様

消費税の軽減税率に関する意見書

増大する社会保障費の財源確保や逼迫する国家財政の立て直しのため、来年 4 月に消費税率が 8 % に引き上げられるとともに、平成 27 年 10 月には 10 % へ引き上げられる予定である。

長引くデフレからの脱却を目指して、いわゆるアベノミクスといわれる各種経済対策が行われ、経済指標は上向きの数値を示しているところと承知しているが、地方にあっては疲弊した経済が上向いていると実感するには至っていない状況にある。

この度、政府も対策を示しているが、消費税率の引上げが行われることにより、個人消費の意欲の後退が心配されるところである。

欧米においては、食料品、日用品、一定の要件を備えた新聞や雑誌をはじめとする各種出版物等の生活必需品に対して軽減税率が適用され、国民の負担が軽減されている。

我が国においても軽減税率の導入に向けた議論が行われているところと承知しているが、その対象品目や導入時期について意見の相違が多くあるとともに、インボイスなど事務手続きの煩雑化による中小零細企業への負担の増大等の問題から、先行き不透明な状況にある。

よって、国会並びに政府におかれては、軽減税率の導入に当たっては、消費税率の引上げによる国民生活への影響を考慮し、その対象品目や導入時期について十分検討するとともに、インボイスなど事務手続きの煩雑化により中小零細企業への負担が増大することのないよう、慎重かつ十分に検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

新潟県議会議長 中 野 洸

衆議院議長 伊 吹 文 明 様

参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣

山 崎 正 昭 様
安 倍 晋 三 様
麻 生 太 郎 様
新 藤 義 孝 様

新しい農業政策に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成 25 年 12 月 20 日

提出者 岩 村 良 一 皆 川 雄 二 高 橋 直 揮
矢 野 学 富 樫 一 成 佐 藤 純
早 川 吉 秀

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 中 野 洸 様

新しい農業政策に関する意見書

この度、国は大きく農業政策を転換し、米の生産調整の見直しや農地中間管理機構による農地集積により大規模営農化を目指すとともに、主食用米から飼料用米等への転換を柱に転作を奨励することとした。

安倍総理は、農家が自らの経営判断で作物を作れる農業を実現すると強調しているが、TPP交渉で農産物の市場開放を迫られる中で、農地集約と大規模化で農業の競争力強化を目指す方向性は理解できるものの、中小・零細農家の淘汰も予想されることから、急なかし取りではついていけないと生産現場では期待と戸惑いの声が上がっている。また、規模拡大や効率化による所得確保が難しい中山間地域においては影響が大きいものとする。

意欲ある担い手である大規模経営体は、数年先まで経営所得安定対策の補助金をその経営計画に組み込んでいることから、この度の政策による影響は大きいものと危惧する声がある。また、銘柄米が少ない地域では、主食用米から飼料用米等の作付けに流れることが予測されているものの、加工・流通体制が十分に整っていないことを懸念する声もある。

よって国会並びに政府におかれては、意欲ある担い手の中核を占める大規模経営体の所得が確保されるようなスキームを早急に示すとともに、影響を大きく受ける中山間地域の農家や中小・零細農家に対して特段の配慮を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

新潟県議会議長 中 野 洸

衆議院議長 伊 吹 文 明 様
参議院議長 山 崎 正 昭 様
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様
農林水産大臣 林 芳 正 様